



長野県報

5月8日(木)
平成26年
(2014年)
第2570号

目次

告示

基本測量の実施(建設政策課)	1
公共測量の終了(建設政策課)	1
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室)	1
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室)	2
地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室)	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	2

公告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	2
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)	2
建設業の許可の取消し(建設政策課)	3
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止(2件)(都市・まちづくり課)	7
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課)	7
一般競争入札(県立大学設立準備課)	8
特定調達契約に係る一般競争入札(高校教育課)	9

告示

長野県告示第252号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量、電子基準点現地調査)

2 作業期間

平成26年6月25日から平成27年2月27日まで

3 作業地域

長野市、小諸市、大町市、千曲市、上伊那郡飯島町、下伊那郡天龍村、北安曇郡白馬村、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第253号

上田市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量(3級基準点復元測量)

2 作業期間

平成25年12月26日から平成26年3月20日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第254号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務(長野市、松本市、須坂市、塩尻市、千曲市、安曇野市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。)を次のとおり委託しました。

平成26年5月8日

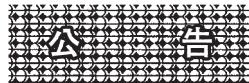
長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
株式会社グレース	伊那市東春近207	伊那市荒井3670-1 株式会社グレース ファミリーマート JAいな店

会計課

**長野県告示第255号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 受託者住所
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者氏名
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県告示第257号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成26年4月25日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

公告

県営野田沢入地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営野田沢入地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成26年5月9日から平成26年6月5日まで
- 3 縦覧の場所
東筑摩郡麻績村役場

農地整備課

公告

県営神川左岸地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年5月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類
県営神川左岸地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成26年5月9日から6月5日まで
- 3 縦覧の場所
上田市役所及び東御市役所

農地整備課